

令和4年10月7日
土木部管理課

緑化指導に関する検討について

1 現 状

一定規模以上の敷地で建築行為等を行う場合は、敷地等の一部を緑化するように求めている。

昨今、良好な緑化を確保できている例も多くある一方で、特に屋上部で植栽した植物が枯れるなど、当初の植栽状態を維持できていない例や、鳥類が営巣し、鳴き声や糞害など、区民生活に影響を及ぼす事例も発生している。

本区がC I G実現を目指すために、良好な緑化状態を維持できる緑化指導のあり方について検討する必要がある。

2 課 題

現在は、緑化指導の際、屋上へ安全に上がることができる階段や屋上部の転落防止柵などの設備の有無を考慮していない。当該設備がない物件では、水遣りなどの日常的なメンテナンスがしづらく、適正な維持管理が難しいとの意見が聞かれることから、地上部を含め、維持管理面に配慮しながらどのように緑化指導を行うかが課題の一つと考えられる。

3 対 応

新たに庁内検討会を設置し、本区の緑化指導のあり方について検討する。
また、「みどりの基本計画推進会議」に対して、意見聴取する。

4 今後のスケジュール

令和4年	8月～	庁内検討
	11月	見直し素案策定
	12月	みどりの基本計画推進会議での意見聴取
令和5年	1月	見直し案策定
	3月	議会報告、規則改正等
	4月	見直し実施